



LONG AN IP & Business NEWSLETTER

2013 年 NO01 総 43 期

目 次

IP ニュース

- 2012 年我国の特許出願が 65 万件を超えた
- 2012 年全国知的財産権担保融資金額が初めて百億人民元を突破した
- 全国知的財産権システムによる法執行業務の効率向上を実現した
- 国務院常務会議: 知的財産権侵害への取り締まりを一層強化する
- 知的財産権サービス研究開発及び産業化特定項目申告を開始した

ビジネスニュース

- 2012 年全国において外商直接投資を吸収する状況

新法速達

- 職務発明者の合法的權益を保護する新施策、知識産権局等の 13 部門が共同発布
- 『中華人民共和国労働契約法』の改正に関する決定危険
- 『中華人民共和国涉外民事関係法律適用法』の適用に関する若干問題の解釈(一)
- 乗用自動車製品修理、交換、返品責任規定



天壇-祈年殿 (北京)

撮影：丁辰

IPニュース

2012年我国の特許出願が65万件を超えた

2012年、国家知識産権局により受理された特許出願件数は65.3万件で、去年より24.0%増加した。特許登録件数は21.7万件で、去年より26.1%増加し、快速な増加の勢いを維持している。

データによると、2012年、我国の三種類権利の出願件数は205.1万件で、去年より26%増え、登録件数は125.5万件に達し、去年より31%増えた。出願人の国籍別にみれば、内国特許出願は53.5万件(去年同期比28.7%増)で、全体の81.9%を占め、外国特許出願は11.8万件(去年同期比6.2%増)で、全体の18.1%を占めた。内国特許出願の中で、職務出願は42.8万件(去年同期比32.1%増)で、80.0%を占めた。また、企業による職務発明は31.6万件(去年同期比36.6%増)で、73.8%を占めた。

全文：http://www.sipo.gov.cn/yw/2012/201301/t20130109_782729.html

2012年全国知的財産権担保融資金額が初めて百億人民元を突破した

2012年、知的財産権担保融資金額が初めて百億を突破し、141億人民元に達し、去年同期比56.7%増となった。担保金額は年ごとに78.8%増加し、担保項目は年ごとに77.63%増加し、特許に関する件数は年ごとに98.71%増加した。全国において、2073件の担保項目が実現され、7326件の特許に関わり、担保金額は合計385.7億人民元に達した。

全文：http://www.sipo.gov.cn/yw/2013/201301/t20130123_784004.html

全国知的財産権システムによる法執行業務の効率向上を実現した

統計データによると、2012年、全国知的財産権システムにより受理された特許に関する紛争案件は2510件で、去年同期比919件(70%)増加した。その内、特許権侵害に関する紛争案件は2232件で、去年同期比946件(77.5%)増加し、他の紛争案件は278件で、去年同期比251件(929.6%)増加した。摘発した特許詐称案件は6512件で、去年同期比4808件(282%)増加し、受理した案件の総件数は9022件で、去年同期比6005件(199%)増加した。

全文：http://www.sipo.gov.cn/yw/2013/201301/t20130123_783996.html

国務院常務会議：知的財産権侵害への取り締まりを一層強化する

1月16日、国務院常務会議が開催された。会議では、著作権法実施条例、情報ネットワーク伝播権保護条例、コンピューターソフトウェア保護条例、植物新品種保護条例等4つの行政法規における過料額に関する規定を改正して、知的財産権侵害と模倣品の製造販売への取り締まりを一層強化することを決定した。

全文：http://www.sipo.gov.cn/yw/2013/201301/t20130123_784001.html

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部188室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923

Email:patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

知的財産権サービス研究開発及び産業化特定項目申告を開始した

近日、国家知識産権局は、知的財産権サービス領域研究開発及び産業化特定項目申告を組織し展開する業務を開始する予定で、それに関する通知を印刷公布した。これは、省エネ・環境保護、新一代情報技術、生物、高級な装備の製造、新エネルギーと新エネルギー自動車等の戦略性新興産業領域のほか、各種企業に使われる知的財産権管理システムの研究開発及び産業化にも重点的に支援する。

全文：http://www.sipo.gov.cn/yw/2013/201301/t20130123_783990.html

ビジネスニュース

2012 年全国において外商直接投資を吸収する状況

統計によると、2012 年 1 月から 12 月に、全国で新設された外資系企業は 24925 社で、去年同期比 10.06%減となって、実行ベース外資導入額は 1117.16 億ドルで、去年同期比 3.7%縮小した。

1 月から 12 月に、アジア十国/地区（香港、マカオ、台湾、日本、フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシアと韓国）において対中国投資が新設された企業は 19890 社で、去年同期比 10.82%減となって、実行ベース外資導入額は 957.37 億ドルで、去年同期比 4.76%減となった。



天壇-齋宮（北京）

撮影：丁辰

1 月から 12 月に、対中国投資上位十位の国家と地区（実行ベース外資導入額で計算する）は、順番に、香港（712.89 億ドル）、日本（73.8 億ドル）、シンガポール（65.39 億ドル）、台湾（61.83 億ドル）、米国（31.3 億ドル）、韓国（30.66 億ドル）、ドイツ（14.71 億ドル）、オランダ（11.44 億ドル）、イギリス（10.31 億ドル）とスイス（8.78 億ドル）となっている。上位十位の国家と地区の実行ベース外資導入額が、全国実行ベース外資使用額の 91.4%を占める。

全文：<http://www.mofcom.gov.cn/article/tongjiziliao/v/201301/20130100009582.shtml>

新法速達

職務発明者の合法的權益を保護する新施策、知識産権局等の 13 部門が共同発表

1 月 7 日、国家知識産権局、教育庁、科学技術庁等の 13 部門が『職務発明者の合法的權益の保護を一層強化し、知的財産権の運用・実施を促進することに関する若干の意見』（以下『意見』という）を共同で印刷公布した。

職務発明の報酬比率を引き上げる面において、『意見』には、「報酬について職務発明者と約定しておらず、機関の規則制度にも規定していない状況において、国有企業・国有事業機関及び軍関係機関が発明専利権を自ら実施する場合、全職務発明者に与える報酬総額は、当該発明専利の実施によりもたらされる営業利益の 3%を下回ってはならない。

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923

Email:patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

発明専利を実施する権利を他者に譲渡、許諾するか、又は発明専利権をもって出資する場合、全職務発明者に与える報酬総額は、譲渡費用、許諾費用又は出資比率の 20%を下回ってはならない。」と規定されている。

全文: http://www.sipo.gov.cn/yw/2013/201301/t20130123_783988.html

『中華人民共和国労働契約法』の改正に関する決定

全国人民代表大会常務委員会が 28 日に『中華人民共和国労働契約法』の改正に関する決定』を審議して採択した。決定により、労務派遣業務を経営する単位の登録資本金は 200 万人民币を下回ってはならず、また、法律、行政法規が規定した労務派遣管理制度を有しなければならない。労務派遣業務を経営する場合、労働行政部門に法に従い行政許可を申請しなければならない、その許可を得ない限り、如何なる単位と個人が労務派遣業務を経営してはならないことを明らかにした。

全文: http://www.gov.cn/jrzq/2012-12/29/content_2301592.htm

『中華人民共和国涉外民事関係法律適用法』の適用に関する若干問題の解釈(一)

最高人民法院が 7 日、2012 年 12 月 28 日に公布の『中華人民共和国涉外民事関係法律適用法』の適用に関する若干問題の解釈(一)』を正式発表した。

解釈は司法実践と結び付け、「涉外民事関係」の範囲を改めて規定した。また、一方当事者が涉外民事関係の連結点を故意に生じさせ、中華人民共和国法律、行政法規の強制的規定を回避する場合、人民法院は外国法律の適用効力がないと認定できることも明確にした。

全文: http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201301/t20130107_181600.htm

乗用自動車製品修理、交換、返品責任規定

乗用自動車製品の消費者の合法權益を保護し、乗用自動車製品の修理、交換、返品(以下、「三包」という)責任を明確にするため、国家品質監督検査検疫総局が 15 日、2012 年 12 月 29 日に公布の『乗用自動車製品修理、交換、返品責任規定』を正式発表した。

規定により、乗用自動車製品の修理保証期限が 3 年、又は運行里程が 60,000 キロメートル以上、先に達成した方を基準とする。乗用自動車製品の三包有効期限が 2 年、又は 50,000 キロメートル以上、先に達成した方を基準とする。乗用自動車製品の修理保証期限と三包有効期限は販売者による自動車購入インボイスの発行日から計算することを明らかにした。

http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jlwg_12538/zjl/2012/201301/t20130115_338113.htm



天壇-古樹 (北京)

撮影:丁辰